

萱振苑デイサービスセンター

第1号通所事業(通所介護相当サービス) 重要事項説明書

～ 法人理念 ～

「敬愛の心で利用者に接する」
「健康で笑みのある生活を支援する」
「福祉の拠点として地域に貢献する」

～ 基本方針 ～

- ①利用者一人一人の人権を尊重し、日常生活に重点を置いて、質の高いケアを目指します。
- ②社会福祉法人として地域に貢献します。
地域の様々なニーズに応えられるように努力します。
- ③職員がやりがいを持てる、魅力ある職場作りに取り組みます。自主的に考え、行動できる職員を育成します。
- ④公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を行います。公益性に根ざした事業活動を行う為に、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立します。

あなた（利用者）に対する第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 つくし会
主たる事務所の所在地	大阪府大東市諸福6丁目3番33号
代表者（職名・氏名）	理事長 川畠 浩子
設立年月日	昭和53年2月28日
電話番号	072-873-9817

2. 事業所の概要

事業所の名称	デイサービスセンター萱振苑	
サービスの種類	第1号通所事業（通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒581-0834 八尾市萱振町5丁目10番地	
電話番号	072-999-2077	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	2775500305
実施単位・利用定員	1単位	定員30人
通常の事業の実施地域	八尾市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状態や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日（祝日も営業します。） ただし、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。
営業時間	午前9時00分から午後5時00分まで

サービス 提供時間	午前9時00分から午後4時00分まで
--------------	--------------------

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	基準設置人数
生活相談員	1人以上
看護職員	1人以上
介護職員	5人以上
機能訓練指導員	1人以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者・主任）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	荒木 まゆみ
--------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割（一定所得以上の方は2割、3割）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業・通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

【基本部分：通所介護相当サービス】

利用者の 要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者 要支援1	1,798	18,790円	1,879円	3,758円	5,637円
事業対象者 要支援2	3,621	37,839円	3,784円	7,567円	11,351円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：通所介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	基本単位	利用料	利用者負担額	
				1割負担	2割負担
科学的介護推進体制 加算		要支援1,2	40	418円	42円 84円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）		要支援1	88	919円	92円 184円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）※		要支援2	176	1,839円	184円 368円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）※		要支援1	72	752円	76円 151円
		要支援2	144	1,505円	151円 301円
		要支援1	24	250円	25円 50円
		要支援2	48	501円	51円 101円
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改 善基準を超えた場合	所定単位数 の92/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割
介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）※		所定単位数 の90/1000	左記の単位数 ×地域区分		
介護職員等 処遇改善加算（Ⅲ）※		所定単位数 の80/1000	左記の単位数 ×地域区分		
介護職員等 処遇改善加算（Ⅳ）※		所定単位数 の64/1000	左記の単位数 ×地域区分		

（注2）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（注3）地域区分別の単価（5級地 10.45円）を含んでいます。

（2）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき580円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（3）支払い方法

上記（1）（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求します。

利用月の翌月10日頃に請求書を発行いたします。請求書発行後の26日に利用者指定口座からの自動振り替えとなりますので、ご入金の確認をお願い致します。

契約者の体調不良や状態の改善により、個別サービス計画書に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または、多かった場合であっても日割りでの割引、増額はいたしません。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 電話番号	
---------	-----------------------	--

緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	
----------------	---------------------	--

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の八尾市地域包括支援センター及び八尾市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. サービス提供に関する相談、苦情について

（1）当施設の相談・苦情窓口

① 受付時間：月曜日～金曜日（9：00～17：00）

② 責任者

職種	担当者
管理者	荒木 まゆみ

③ 担当者

職種	担当者	電話番号	ファックス番号
生活相談員	丸山 雄一	072-929-9996	072-999-7747

④ 第三者委員

職種	担当者	電話番号
社会福祉法人治榮会 法人事務局	西村 清作	072-961-3209

地区担当	担当者	電話番号
民生・児童担当	川崎 博	072-922-0375

（2）苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ③ 当施設の窓口で受けた相談や苦情については、受付した担当者が、主訴を確認し記録します。その場で対応可能な内容であっても、必ず責任者に報告し、対応内容を決定し、利用者に伝達します。

※上記①で対応しきれない内容については、当施設で会議を行い対応内容を決定します。

また、必要に応じて弁護士等に相談して決定する場合もあります。

※利用者に対して、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償について検討します。

（3）苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 萱振苑在宅事業部長：兒玉 渉	所在地 八尾市萱振町 5-10 電話番号 072-999-2077 受付時間 9：00～17：00
----------------------------	---------------------------------------------------------

【市町村（保険者）の窓口】 八尾市役所地域福祉部高齢介護課	所在地 八尾市本町 1-1-1 電話番号 072-924-9360 受付時間 9:00~17:00
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 中央大通 F N ビル 電話番号 06-6949-5446 受付時間 9:00~17:00
【府の窓口】 大阪府健康福祉部高齢介護室 事業者指導課	所在地 大阪市中央区大手前 2 丁目 電話番号 06-6941-0351 受付時間 9:00~17:00

（4）提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし	現在、第三者評価を実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るため当施設では、介護サービスの情報公開を行っています。
------	-----------------------------------------------------------------

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の八尾市地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 異常気象時の対応

暴風警報の発令や大雪などの異常気象時はサービスを中止することがありますので、予めご了承ください。

1 4. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

1 5. 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとします。

(6) 高齢者虐待防止のための指針を整備します。

16. ハラスメント防止について

当事業所は、従業者の人権を守るために利用者・家族等による職員に対する以下のようなハラスメント行為を禁止します。また、ハラスメント行為が確認された場合は、サービスを直ちに中止することができます。

(ただし、認知症等の病気または障害の症状として現れた言動は除く)

①身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。職員が回避したため危害を免れたケースを含む。

例：殴る、蹴る、叩く、物を振り回す、コップを投げつける、塩をつかんで投げつける等。

接触がなくても殴りかかろうとすること、椅子や棒を振り回すような危険行為を含む。

②精神的暴力

ア. 暴力型

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言（バカ、アホ等）、外見の揶揄（デブ、ハゲ、ブス等）、名誉棄損や人格否定、執拗な叱責、気に入っている従業者以外に批判的な言動をする、威圧的な態度で文句を言い続ける等。

イ. 威嚇・脅迫型

職員に危害を加えることを予告して怖がらせること。

例：「殺すぞ」「頭かち割ったろか」等の直接的な暴力を予告する発言、「どうなるかわかつてゐやろな」「俺のバックには〇〇（反社会的勢力と思わしき名称の組織等）がおる」等の暗に危害をほのめかす発言、異常に接近しながら怖がらせる行為、刃物を胸元からちらつかせる行為等。

③セクシュアルハラスメント

意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、入浴介助中あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、従業者のジャージに手を入れる、好意的態度を要求する等。

④その他

悪質クレームやストーカー行為など

例：特定の従業者につきまとう、長時間の電話、利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等。

17. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月

に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

18. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	大東市諸福 6 丁目 3 番 33 号
	法 人 名	社会福祉法人 つくし会
	代 表 者 名	理事長 川畠 浩子
	事 業 所 名	萱振苑デイサービスセンター
	説 明 者 氏 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。（※説明を行った記録として必要に応じて記載を求めてください）

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	

【重要事項説明書付属書類 1】

1) 通所時のリスク説明書

この重要事項説明書の 10

事故発生時の対応について記載していますが、このリスク説明書
詳細内容を説明します。

ご確認いただきましたら、□にチェックをお願いします。

- 当施設は原則的に拘束を行いません。利用者の自立した活動・行動等により、転倒・転落による事故の可能性があります。歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷等の恐れもあります。
- 当施設は、多くの利用者がおられます。他の方の対応中などすぐに対応できない場合があります。
- 機能訓練や入浴の際、体調の変化もあるため、基準として熱発（37.5°C以上）や血圧（上 160mmHg 以上、下 100mmHg 以上）、SpO₂90%以下、本人による体調不良の訴え、または看護師による判断により中止する場合があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚・血管はもろく、少しの摩擦や軽度の打撲で表皮剥離や皮下出血ができやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥、誤飲、窒息の危険性が高い状態にあります。
- 年齢に関係なく、心臓や脳の疾患により、稀に急死される場合もあります。
- 利用者の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で、緊急に医療機関へ搬送を行なうことがあります。

※上記の内容は、ご自宅でも起こりうることです。利用中であっても起こりうることとご承知下さい。

□上記項目について、担当者より「通所時のリスク」について説明を受け十分に理解しました。

年 月 日

氏名 _____ 印 _____ 続柄 (_____)

